

## 審議会等会議録

審議会等の名称	第3回山口市就学援助制度適正化検討委員会
開催日時	令和7年3月5日(水) 10:00~11:00
開催場所	山口市教育委員会 第1会議室
公開・部分公開の区分	公開
出席者	田畑雄紀、横山順一、佐伯弘明、徳本忠嗣、安光真裕美、宮崎康生 (6人) 敬称省略、順不同
欠席者	佐々木奉文、濱崎美幸 (2人) 敬称省略
事務局	上田学校教育課長、河村副参事、河本主事、沼主事
議題	(1) 就学援助制度の適正化について 提言書(案)の説明 (2) その他
就学援助制度の考察について	<p>次第に基づき以下のとおり進められた。</p> <p>〈事務局〉</p> <p>おはようございます。本日は、大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第3回山口市就学援助制度適正化検討委員会を開催いたします。山口市就学援助制度適正化検討委員会設置要綱第6条第3項に基づき、本会議は委員の過半数の出席を要することになっております。本日の出席の状況でございますが、濱崎委員さん、佐々木委員さんが所用により御欠席と伺っております。出席委員が過半数に達しておりますので会議は成立しておりますことを御報告いたします。それでは、本日の会議資料の確認をさせていただきます。①本日の次第、②山口市就学援助制度の適正化に向けた提言書(案)、となっております。不足の資料等ございませんでしょうか。それでは、これからの進行につきましては、会長さんをお願いいたします。</p> <p>〈会長〉</p> <p>それでは、会の進行をさせていただきます。よろしく申し上げます。本日の議題は、「就学援助制度の適正化について 提言書(案)」です。これまでの検討委員会の内容により、提言書(案)について事務局で取りまとめていただいております。本日の会議では、提言書(案)の内容について確認し、意見交換を行ったうえで、最終的な提言書を作成していきたいと思っております。皆様の御意見を付け加えたものを後日、検討委員会の提言書として教育委員会へ提出することとなります。では、事務局から提言書(案)の内容について説明をお願いします。</p> <p>〈事務局〉</p> <p>それでは私のほうから説明させていただきます。今回ページ数が多いので、1ページ目のはじめにと、13ページ目の適正化に向けた具体的提言と、14ページ目のおわりに</p>

を中心に説明させていただきます。それでは1ページ目のはじめにを御覧ください。読み上げます。

本検討委員会は、山口市教育委員会から本市の就学援助制度を『真に経済的に就学困難な児童・生徒を援助する制度』として適正化するため、就学援助制度の基本的なあり方とその具体的な方策について検討を依頼され、市民の視点で様々な角度から検討を行い、また教育現場や地域・地区からの意見も取り入れ、これまで過去5回(平成20年2月、平成23年12月、平成27年2月、平成29年11月、令和2年11月)にわたり、就学援助制度の適正化に向けた提言を行ってきたところである。今回の就学援助制度の適正化に向けての検討は、前回の提言の後、4年が経過するため、社会情勢や経済状況の変化に対応した制度として運用されるよう、検証を行ったものである。近年、国際的な原材料価格の上昇や、円安の影響から、わが国では物価が急激に上昇している中、子どもたちの就学に係る費用も増え、就学援助制度についても時代の変化に対応した支援が求められている。また、自治体においては、将来にわたり持続可能な制度として、財政面での健全性を維持するとともに、その適正化、そして公平性や平等性への配慮も不可欠となっている。本検討委員会は、時代の移り変わりに対応しつつ、本市における就学環境の特性にも配慮しながら、より実情・実態に即した制度が構築できるよう提言を行い、すべての児童・生徒が安心して就学できる環境になることを期待する。文言の修正箇所等は、事務局から説明が終わり次第皆様から頂けたと思います。

では次に2ページ目を御覧ください。本市の就学援助制度の現状と課題ということで、第1回検討委員会の内容を抜粋したものになっております。本市の就学援助制度としましては、特徴的な部分として、3区分を設けており、幅広く援助しております。本市の令和5年度の認定率は17%となっており、約6人に1人が、就学援助を受けているという状況でございます。3ページに図1として表しておりますので御覧ください。児童生徒数が減少するとともに、認定率も10年間で10%近く下がっております。図2は、本市の就学援助費の総額を示しております。認定率が下がるにつれて、総額も減ってきていますが、令和2年度から令和5年度の間はほとんど同じぐらいの総額となっております。

次に、4ページを御覧ください。県内各市の認定率の推移ということで、図3に各市の認定率をグラフで示しており、平成25年度と令和元年度、令和5年度の認定率をそれぞれ記載しております。多くの自治体が、平成25年度からこの10年間で認定率が下がってきております。本市については今年度、上から5番目の認定率となっておりますが、おおむねこの自治体も、10%から20%の間の認定率となっております。

続いて5ページの図4は、各自治体の就学援助の認定基準を示しております。収入や所得を基準に認定をしており、プラスアルファとして、認定項目を定めている自治体もありまして、本市では児童扶養手当を受給しているとか、国民年金が全額免除等を定めているところですが、需要額の算出根拠として、収入で認定を出すときに、どの時点の生活保護基準をもとに計算しているかも記載しております。多くの自治体が平成24年度の保護基準をもとに算定している状態になります。

次に6ページ、本市の就学援助制度の活性化に向けたこれまでの取組として、先ほど

はじめに少し触れさせていただいたとおり、今までに過去5回、適正化検討委員会を開催しておりまして、その際の提言内容と実際にどう変わったかを示しております。まず平成17年度から、もともと国庫補助により就学援助が行われていましたが、国庫補助が廃止されたことに伴い、制度の見直しについて検討されました。本市においては平成19年度から検討委員会というのを立ち上げて、おおむね3年に1度をめどに社会情勢を確認しながら、制度の適正化を図ってきたところでございます。平成23年度から平成29年度まで提言内容は記載のとおりですので、省略させていただきます。8ページの令和2年度の検討委員会の提言内容としましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響の中で行ったこともあり、この頃から自宅でのオンライン学習のため1人1台端末を持ち帰って自宅学習をするよう変わっていききましたので、オンライン学習通信費を支給費目として追加してはどうかと提言を頂きました。本市はそれを受けて、次年度から、就学援助の支給費目に入れたわけではないのですが、就学援助認定世帯を対象に、オンライン学習の通信費の補助金や環境整備費の補助金を実施いたしました。このように、社会情勢を見ながら、就学援助制度を見直している状況にあります。最後に本制度の今の課題といたしましては、平成25年から国が生活保護基準を段階的に見直している中で、本市においては、平成24年の生活保護基準を使用しているため、比較的高い収入の世帯が援助を受けられる制度となっているところです。また、昨今の物価高騰の中で今の援助額では、今後全額援助にならない可能性もありますので、その点を踏まえた制度の見直しも課題となっております。

次に9ページを御覧ください。第2回検討委員会の内容になってくるのですが、制度内容の検証について記載しております。今回の検討委員会で検証を行ったうちの一つ目が需要額の算定上の課題になります。先ほど申しましたとおり、平成24年12月時点の生活保護基準を使って就学援助認定世帯を出しておりますが、それが本市の目指す真に経済的就学困難な世帯への支援として適切かどうか、というところを検証いたしました。

10ページ目をお開きください。図5は生活保護基準の推移ということで、平成24年、令和2年、令和5年の生活保護基準の推移を示しているグラフになります。現在、本市は青いグラフで示している令和24年12月末時点の基準を使っているため、収入がかなり高い世帯まで援助しているという状態になります。図6を御覧ください。モデル世帯ごとに、どれぐらいの収入の人が就学援助の認定を受けているかを表しております。5人家族であれば、現状の本市の基準だと、560万円ぐらい年収がある方でも就学援助を受けられている状態でございます。これを最新の生活保護基準に見直すと500万円程度になりますので、いわゆる真に支援が必要な世帯として適切になるのではないだろうかということになっております。10ページの下のところについて、支給品目ごとの支給額の妥当性ということで、本市では今、就学援助の区分1に認定された世帯の小学生であれば1万6,300円、中学生であれば2万7,900円の学用品費を定額で支給しております。この金額は学校で集める学校徴収金の金額を目安に定めておりますが、11ページの図7で表しているように、昨今からの物価高騰の影響もありまして、学校徴収金が就学援助

の援助費を超えてくることが予想されます。そのため、金額の見直しが必要ではないか、ということを検証いたしました。

次に12ページをご覧ください。今までの検討委員会の中で議題に上がりました修学旅行についてでございます。観光需要の拡大によるバスの問題や物価高騰の影響により、修学旅行費が年々増加しており、全国的にも問題となっているところでございます。小学校であれば行先として広島辺りが多いので、1泊2日ということもあり、そこまで大きく値上がりするわけではないのですが、現在令和8年度の予定を組んでいる中で、今年度よりも1,500円から2,000円程度、1人当たりの費用が高くなる想定でございます。中学校は行き先が関西方面ということもありまして、観光需要の拡大に伴いホテルの確保も難しい中で、1人当たりの費用は1万円程度上がってくるものが予想されます。

次に、13ページをご覧ください。適正化に向けた具体的方策の提言ということで、委員の皆様からいただいた提言をまとめております。全て読み上げさせていただきます。

1、需要額算定上の課題について。現在、本市が需要額算定に使用している生活保護基準は、多くの自治体でも使用している平成24年12月時点の基準ではあるが、10年以上前の基準であり、国の補助事業である特別支援教育就学奨励費においても見直しが図られたことから、本市においても、真に経済的に支援が必要な世帯へ十分な支援が行われるように見直しを検討するべきと考える。ただし、現在就学援助に認定されている世帯に影響があるため、需要額の算定方法を変更する際は、適切に周知を行い、必要であれば、市の福祉機関などとも連携し、急な変更にならないように配慮いただきたい。また、使用する生活保護基準については、本市の就学援助の目的である、真に経済的に支援が必要な世帯への援助となるように、常に最新の生活保護基準を使用するなど、本制度の趣旨を十分に考慮し、適切な支援になるよう努められたい。

最初に申しましたとおり、この部分は需要額算定上の課題についての提言という形にしております。

次に(2)支給品目ごとの支給額の妥当性についてを読み上げます。近年、国際的な原材料価格の上昇や、円安の影響から、物価が急激に上昇し、子どもたちの就学に係る費用も増加していくことが考えられる。本市においても、各学校の学校徴収金や修学旅行費は高騰が予想される。学用品費の援助については、平成21年度から援助額が変わっていないため、適切な援助となるよう、援助額の見直しを要望する。また、修学旅行費については、令和8年度には大きな費用の高騰が見込まれるため、援助額の見直しについて検討されたい。ただし、修学旅行費の援助については、上限を設けることが適切と考えるため、国の要保護児童生徒援助費補助金予算単価の動向を注視しつつ、各学校において費用が高額とならないよう、行先や移動手段などの見直しも検討されたい。

3、その他についてを読み上げます。就学援助の認定率が直近10年で大きく減少している理由として、晩婚化や出生率の低下が考えられるが、本制度の周知が十分でない可能性も考えられる。本市では、毎年度、児童・生徒を通じて保護者へのプリント配布や学校だよりへの掲載を行っているが、紙媒体のお知らせだけでなく、学校メールなど

を活用して更なる周知を行うことも必要と考える。また、就学援助という言葉では伝わりにくいことも考えられるため、具体的な援助内容を踏まえた、分かりやすい言葉での周知方法も検討されたい。

続いて、14ページになります。こども読み上げます。本制度は、児童・生徒が経済的不安を感じることなく就学できるよう、真に支援が必要な家庭に対し適切な支援を行うことを目的に、市民の理解のもと持続可能な制度として適正に運用していくことが重要である。今後、更なる物価上昇により、子どもたちの就学に係る費用の増加も見込まれることから、時代の変化に対応した支援が求められている。これらのことを念頭に、今回検討委員会では様々な視点から本制度を検証し、適正化に向けて提言をまとめた。全ての児童・生徒が、学校生活を安心して送ることができるように、経済的な理由で就学が困難な児童・生徒を支援していくことは、当事者への一時的な支援だけに留まらず、未来の日本における貴重な人材を育む重要な施策であると捉えている。これからも就学援助制度の適正化を検証していくことで、本制度が子どもたちの輝かしい未来に向けた、持続可能な制度として確立していくことを期待する。

以上が提言書の内容となります。提言内容を中心に御意見をもらえたらなと思います。なお、他の部分についても表現が分かりにくい等があれば御意見頂けたらと思います。15ページ以降は、委員会の皆様の名簿と3回にわたる会議内容、設置要綱等になります。

〈会長〉

それでは提言書案について皆様からご意見をいただければと思います。ご意見のある方はいらっしゃいますか。

〈委員〉

現在は平成24年度の生活保護基準を使用していますが、今後はこれが変わるということですね。それはこの提言書にはどのように明記されているのか。

〈事務局〉

提言書の13ページ(1)需要額算定上の課題についてで、真に経済的に支援が必要な世帯へ十分な支援が行われるように見直しを検討するべきと盛り込んでおり最後の段落では、常に最新の生活保護基準を使用するなど、本制度の趣旨を十分に考慮し、適切な支援になるよう努められたい、という表現で記載しております。

〈会長〉

この表現であれば、生活保護基準が変わるにつれて、常にこちらも最新の基準に合わせるということになりますが、その認識でよろしいのでしょうか。

〈事務局〉

この部分は委員さんのほうから頂いた意見になるのですが、例えばおおむね3年ごとに適正化検討委員会を開いている中で、そのたびに生活保護基準が下がってきますと、検討委員会の検討内容が基準の設定が適正かという、そこばかりになってきてしまう部分もあるので、委員さんの方から意見を頂いて生活保護基準の最新の基準を使用することで、真に支援が必要な世帯ということになるのではないかと考え、今回提出させて

いただいております。下関市が現在最新の生活保護基準を基に算定しており、一番イメージに近いかと思います。なお生活保護の基準自体は、おおむね5年に1度大きな見直しが行われているような状況です。ただし、来年度は保護費が1,500円加算されるなど、生活保護費は毎年少しずつ変化することもあります。

〈委員〉

最新の生活保護基準を使用することに加え、昨今の物価高騰に対応するなど時代に即した援助をしていただければと思います。

〈事務局〉

特別支援教育就学奨励費では国から基準が示されているため、それも参考にしていきたいと考えます。ここにはない提言であっても、盛り込んでほしい内容等ございましたらおっしゃっていただければと思います。

〈会長〉

修学旅行の補助について、これから大幅な費用増加が見込まれることから、補助は増額するという方向性だけを示し、具体的な金額はこれから検討ということによろしいでしょうか。

〈委員〉

修学旅行費が増えているという表があるが、行き先などが知りたい。近場になったら費用が安くなることも考えられる。

〈事務局〉

修学旅行の行き先については、小学校であれば、近県、中学校であれば、近畿関西方面となっているのですが、中学校の大体のルートとしては、1日目奈良、2日目に京都を見て3日目にUSJに行くパターンが多い傾向にあります。泊まる場所については観光需要の拡大もあり、そもそも泊まれるホテルを探すことが難しい状況で、費用も高くなっていますので、隣の滋賀県の辺りで泊まっている学校もあります。しかし、その分バス代の費用がかさんできております。旅行の導線を変えることでバスの費用も大きく変わってきますので行き先の変更については、旅行会社とも情報連携を取りながら、検討していきたいと思います。現実問題、費用が増加しているというところはありますが、就学援助で認定されない児童生徒もいる中で、こちらで上限を設けてある程度コントロールする必要もあるのではと考えているところです。そのため、提言書の中では費用が高額とならないよう、行先や移動手段などの見直しも検討されたいという書き方にしております。また、修学旅行の援助額については国の要保護児童生徒援助費補助金予算単価を参考に決めておりますので、国の単価が上がれば、本市も改正しています。修学旅行費を独自に定めるとなると、基準をどのように決めるか、ここは委員さんの意見をもらって、どう運用していくのか検討しなければいけない部分になります。

〈委員〉

修学旅行については2年前には業者と契約についてやりとりするので、急に変更などできないという問題もあると思うが。

〈事務局〉

コロナ渦を経て、旅行会社も柔軟に対応できるようになってきているようです。また、近年はホテルが急に廃業するようなこともあり、そのようなリスクにも対応していく必要があるため、学校としても柔軟に対応できるようにしていかなければいけないと考えています。おおむね議論されてきた内容が、提言の中に反映されるというのは確認されたかなと思いますが、いかがでしょうか。

〈委員〉

今回の提言内容には含まれないのですが、中学校の部活動が地域移行を迎えるにあたり、保護者の負担が出てくるというようなところについて、今後援助を行うといった方針はあるのでしょうか。

〈事務局〉

部活動地域移行推進室の方で現在協議をしている段階であり、県内19市町での受益者負担がどのくらいあるのかを調べ、それに対してどういう補助をしていくのか、定額で徴収するのかなどを検討しているところです。支援という形ではなく、向こうの方で予算をとって対応するという形になるのではないかと思います。

他市のある部活では、月に1万円ぐらい取るところもあると聞いた。また、県内の特に吹奏楽なんかに多いのですが、週末に指導者を呼んでやるということで、月3万程かかるところもあるということで、すごい負担ですよね。今までになかった負担が保護者には求められるので、そこにこの就学援助世帯に対して、何かしらの援助制度がない中では、経済格差によって参加できない子供たちが出てしまうのではないかと。

〈事務局〉

就学援助受給世帯は子供がいて収入が少なく困っている世帯であるということは一つの情報となりますので、まず就学援助を受けている世帯がこれだけいるというのは部活動地域移行推進室とも情報連携できると思います。どのくらい援助をするのか、目安としてどのくらいの世帯にするのか、など目安としての情報連携ができればなと思います。また、大体学校ではどれくらいの保護者負担がかかっているのかというのは就学援助を通して分かりますのでそれについても情報連携はしっかり行っていきたいと思います。

〈委員〉

非常に細かいところですけど、13ページの提言の中で、こちらから提言する項目が(1)(2)(3)と、ちりばめられており、どこの表現も、何であるため、何するように、何をしていただきたいという表現になっているのですが、先ほどの修学旅行費のところだけ、令和8年度に大きな費用の高騰が見込まれるため、そのあとすぐ検討されたいというような表現になっているので、全体の並びから、ここも、～になるよう、検討されたいと具体的な方針を入れたほうが、全体のバランスとしてよいのかなと。

〈事務局〉

今委員さんおっしゃられたように修正を行いたいと思います。文書表現で皆さん特に問題はないですかね。

〈委員〉

後留意点のところ、今学校メールというのは保護者が登録して、学校からメールが

来るようなそういう仕組みになっているのですか。

〈事務局〉

学校により使っているシステムやアプリは異なりますが委員さんがおっしゃるとおりの仕組みとなっています。

〈委員〉

そのメールで就学援助のお知らせはしていなかったのですか。

〈事務局〉

学校だよりに、こういう一文を掲載してください等の案内をしたのですが、結果としてそれがどれだけされたか、学校メールを使った学校もあるかもしれないですけども、そのリターンがうまくできていない部分がありますので、そこをしっかりとやりつつ、今年度から電子申請を始めたので、メールに添付するなど、活用したいと考えております。

〈委員〉

申請の方法もしやすくなったんですね。

〈事務局〉

そうですね。

〈会長〉

直接メールで就学援助の案内は来ていないと思うのですが、就学援助のチラシを配ったというお知らせは見たことがあります。子どもがプリントを持って帰るとなると、まず子どもが親に渡すかどうかで、情報が見られない保護者がでてくるとと思いますが、メールであれば直接保護者へ情報が伝えることができますのでぜひ活用できればと思います。

〈事務局〉

就学援助がどういうものか中身を知らないから申請をしない人もいるのではないかと思うので周知方法の工夫も行っていきたいと思います。

〈委員〉

3ページにグラフもあるのですが、認定率が下がり続けているのは、なぜだろうと思いつながりながら、13ページの留意点の表現を見ると理由として晩婚化と出生率の低下が考えられると記載されている。晩婚化と少子化だけが理由だろうか疑問に思った。

〈事務局〉

県内他市も認定率が下がっている状況で、本市は基準を見直していないにもかかわらず認定率が下がっております。まず、申請数自体が減っているというのは一つの大きな原因であると考えられます。また、申請して認定されるのは子どもの数が3人などの多子世帯が多いのですが、今は子どもが1人や2人という家庭が増えておりますのでそれも認定率が下がる要因の一つではないかと考えます。なお、晩婚化については、収入も年齢に応じて上がる部分がありますので、就学援助で非認定になる可能性が高くなるということで記載いたしました。委員の皆様から何か意見等ございましたら、よろしくお願ひします。

〈委員〉

事務局が言うようにこの二つはあてはまると思いますが、理由はこの二つだけなのかな

と。

〈事務局〉

この部分については、表記を変更したいと思います。

〈委員〉

毎年度申請が必要になりますので、一回申請ができればその後も申請されると思いますが、初めて小学校に入学する方についてはそもそも制度を知らない方がほとんどだと思いますので周知がより重要になってくるのではないかと思います。仮入学や健診など保護者が必ず参加する際に周知ができないでしょうか。

〈事務局〉

学校教育課が行っている周知としては主に二つあり、今委員さんがおっしゃった仮入学のタイミングで保護者に就学援助のお知らせを配ってもらえるように、学校に入学者の人数分を印刷し送付しております。また、入学通知を1月下旬に各御家庭へ発送するのですが、その中に、就学援助のうちの1費目だけにはなるのですが新入学学用品費の入学前支給のお知らせを同封しています。他は市報に掲載するなど様々な広報媒体を通じて周知を行っているところです。委員さんがおっしゃる通り、1回申請すれば毎年度申請が必要ということが分かると思いますが、やはり最初の申請が難しいと思いますので、そこを重点的に取組んでいきたいと思います。

〈委員〉

申請しなければ受けられない制度であるが、ホームページで説明を見ても理解ができず、申請できない保護者も多い。福祉の関係機関や、学校の先生たちも、申請を保護者に勧められると思うので、就学援助制度を保護者だけではなく関係者についてももう少し幅広く周知をしてもらえたらと思う。また、関係者も自分からそのような情報を入手するよう何かしら努力も必要であるなと思いました。

〈事務局〉

委員さんがおっしゃるように、保護者から申請をしようと行動することが必要になってくるので、それが難しい保護者に対応できるよう、スクールソーシャルワーカーや民生委員さんに理解していただくことも大事だと思います。13ページの(1)需要額算定上の課題についてのところに、必要であれば市の福祉機関などとも連携するという記載をしているのですが、制度の周知についてもここを重点的にやっていきたいと思います。

〈会長〉

以前の検討委員会でも話が出たと思うのですが、就学援助という言葉自体から、例えば、給食費が安くなるということのを連想できない方もいらっしゃると思います。給食費が安くなりますという文言を前面に出すなど、補助を受けられることを分かりやすく表現できれば、より目にもつきやすくなるのではないのでしょうか。

〈事務局〉

以前の検討委員会の内容も踏まえ、提言書の中では13ページの(3)その他留意点のところに、具体的な援助内容を踏まえた、分かりやすい言葉での周知方法も検討されたいと記載させていただいております。やはり、私たち行政目線であれば就学援助で伝

わるだろうと思ってしまうのですが、保護者から見たら、就学の援助、つまり就学＝学びと捉え、学校に行くための費用の援助とは想像しにくいのかなとも考えられます。保護者と多く接する機会のある委員さんの方から、この言葉だったら分かりやすいといったような、保護者にPRできるようなフレーズ等ございましたら、ぜひ御意見いただけますでしょうか。今難しければ後日メール等でも頂ければうれしいです。

<委員>

今思いついたのですが、学びマネー支援とかいかがでしょうか。お子様が保育園に通っているような若い保護者の方にアピールするのであればお金というワードを入れたら目につくのではないかと思います。

<事務局>

委員さんがおっしゃるように就学援助は、お金というワードが入ってないですね。窓口申請に来られる保護者の方の中にも、就学支援金の申請に来ましたとおっしゃる方も多いです。やはりお金系の援助ですと伝えるのは一つのポイントかなと思います。

<会長>

金額を伝えるのも効果的なのではないでしょうか。最大〇〇円～最小〇〇円の援助と聞けば保護者も申請してみようと思うのではないのでしょうか。

<事務局>

制度の説明はしっかり行うとして、プラスそのフレーズを入れていければと思います。

<会長>

就学援助金制度と、金という文字を入れるだけでもかなりイメージが変わると思います。

<委員>

行政側が出すものとして、キャッチーなものを出しすぎると、それを説明するための言葉がまた必要になってきて、いろんな誤解を生みかねなという懸念もあります。

<事務局>

そうですね、おっしゃるとおりネーミングは、説明せずとも市民が理解しやすいものが良く、実際にお金の支援が受けられるということが名前から分かるようなものがあれば折り合いがつかのかなと思います。また、事業自体は就学援助として行っていく場合でも、民生委員さんを通して保護者へ伝えていただく際には、通称名として、キャッチーな名称で呼んでいただいてもよいのかなと思います。

<会長>

質疑応答についてはよろしいでしょうか。委員の皆様、ありがとうございました。本日の会議でいただいた御意見は、最終的な提言書へ反映させていくこととなりますが、その取りまとめは私と事務局へ一任させていただき、その内容確認については、各委員さんに文書をメールでお送りして御確認いただく方法を取らせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

<委員>

(異議なし)

	<p>〈会長〉</p> <p>最後に、検討委員会として教育委員会へ提言書を提出する際には、本来ですと委員さん全員御出席のもと、提出するのが望ましいと思いますが、皆さんの御予定もごございますので、提言書の提出につきましては、私に一任させていただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>〈委員〉</p> <p>(異議なし)</p> <p>〈会長〉</p> <p>後日、山口市教育委員会へ代表して提言書を提出したいと思います。それでは、進行を事務局へお返しいたします。</p> <p>〈事務局〉</p> <p>皆様、長時間御審議いただき、ありがとうございました。それでは事務局を代表しまして、私より挨拶申し上げます。これまで、3回に渡る検討委員会開催にあたり、大変御多忙のところ委員の皆様方には御出席賜り、誠にありがとうございました。提言書につきましては、本日の貴重な御意見を踏まえ、最終的な取りまとめをさせていただき、今週末を目途に、各委員さんにお送りさせていただきますので、最後までお手数をおかけしますが、御確認のほどよろしく願いいたします。これまでの大変熱心な御審議に心より感謝申し上げます。どうもありがとうございました。</p>
会議資料	<p>第3回山口市就学援助制度適正化検討委員会資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議次第</li> <li>・ 山口市就学援助制度の適正化に向けた提言書（案）</li> </ul>
問い合わせ先	<p>山口市教育委員会 学校教育課 学務担当</p> <p>TEL 083-934-2862</p>